

## 労働審判事件において基本となる証拠書類の例

### 岡山地方裁判所第3民事部労働審判係

申立人は、労働審判手続の申立の際には、予想される争点について証拠書類を添付する必要があります（労働審判規則9条3項）。提出を検討される際には、下記の書面を参考にしてください。

相手方は、申立に対する反論を答弁書等により準備される際には、争点について証拠書類がある場合は添付してください（労働審判規則16条2項）。

なお、下記に挙げた書類は一例であり、事件の種類、個別の事案及び争点等により、必要となる書面は異なることがありますのでご注意ください。

#### 1 未払賃金

- 雇用契約書      労働条件通知書      給与明細      就業規則（賃金規定）
- 給与振込がされた預金通帳      求人票，求人カード      賃金台帳
- 出勤簿      タイムカード      懲戒処分通告書      就業規則（懲戒規定）
- 労働協約      就業規則変更手続の履践についての証拠（労働基準監督署の届出受領印，従業員代表の意見聴取書，周知の手続の再の回覧簿ないし同意書等）

#### 2 退職金

- 雇用契約書      就業規則      退職金規定      退職証明書
- （労使慣行が争点なら）過去の支給実績に関する文書
- （退職事由が争点なら）退職願，離職票，解雇通知書，その理由に関する文書      （賃金額が争点なら）給与明細書，給与支払台帳
- （支払の有無や額が争点なら）振込を証する書面

#### 3 未払時間外手当

- 雇用契約書      労働条件通知書      求人票      給与明細
- 就業規則（賃金規定）      賃金台帳      タイムカード      業務日誌，日記等

#### 4-1 地位確認（解雇一般について）

- 雇用契約書      解雇通知書（退職時等証明書）      就業規則      賃金規定
- 労働協約      給与明細書      商業登記簿謄本（全部事項証明書）
- その他

#### 4-2 地位確認（解雇以外の雇用関係の終了など）

(上記4-1に挙げる書類のほかに)

- 期間満了と更新
  - 全期間の雇用契約書       更新時に交わされた文書       募集要項
  - 就業規則       雇止め後の交渉に係る文書
  - (被告が人員整理と主張する場合) 人員の推移等のデータ
- 退職後の終了事由
  - 就業規則       労働協約       雇用契約書       退職辞令書
  - 退職発令に係る調査書等       診断書       カルテ       医学文献
  - 被告規模, 業種, 労働者の配置・異動の実情に係る資料
- 定年
  - 雇用契約の内容(職種の限定等)       定年規定の内容       賃金体系
  - 被告の組織及び業務内容
  - 定年後再雇用に関する定めの有無, 定年後再雇用の実績の有無